

令和4年度 国土技術政策総合研究所コンプライアンス推進計画 実施状況(最終報告)

令和4年度コンプライアンス推進計画	取組状況(最終報告)	取組状況の評価・効果
1. 職員等へのコンプライアンス等意識の向上のための取組 (1) コンプライアンス全般に関わる講習会等の実施 【担当:人事厚生課・企画課・管理課】 ① 新規採用者・転入者に対する「ガイダンス」の実施 新規採用者・転入者を対象に、国総研のコンプライアンスに関する取組を説明する。 また、説明資料をイントラに掲載し、未受講者が自習できる環境を整える。イントラ掲載後、未受講者にメール案内し、参加を促す。 (4月中旬に実施)	・令和4年度新規採用者及び交流研究員、転入者ガイダンスをオンライン形式で4月20日に実施した。 (つくば48/58名) 開催日に出席できなかった者には、各講義の要点や担当者をまとめた資料を配付し、周知した。 (横須賀16/19名) 開催日に出席できなかった者を含め説明資料を所内職員全体に周知した。(4月19日に実施)	・計画どおり実施することができた。 ・ガイダンス資料をイントラへ掲載し、自習出来る環境を整え、未受講者を含め対象者全員へ周知することで、コンプライアンスの認識を向上させるよう努めた。
【担当:総務課・管理課】 ② 外部の専門家によるコンプライアンス講習会の実施 職員等を対象に、外部専門家(公正取引委員会、弁護士等)によるコンプライアンス等に関する講習会(独禁法、官製談合防止法、コンプライアンス等)を実施する。 (第2四半期までに実施)	・公正取引委員会事務総局経済取引局総務課調整係長に講師を依頼し、12月19日に「入札の談合防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」に関する講習会をWeb形式で実施した。(つくば28名、横須賀14名) ・講習会に参加できなかった職員に対し、講習会資料をイントラに掲載し自習出来る環境を整え、メールにて周知した。(自習人数(イントラ閲覧数) つくば49名、横須賀1名 計50名)	・計画どおり実施することができた。 ・入札談合防止法及び独占禁止法について理解を深めることに務めた。
【担当:総務課・管理課】 ③ コンプライアンス・ミーティングの実施 幹部会議等においてコンプライアンスに関する事例紹介を行い、各部・各課室が主体となり四半期に1回以上実施する。 また、実施状況について四半期毎にとりまとめ、幹部会議等で報告する。	・全職員を対象にコンプライアンス・ミーティングを実施 第1四半期: No.38「九州地整における収賄事案について」 第2四半期: No.39「電話対応について」 第3四半期: No.40「関東地整におけるコンプライアンス違反について」 第4四半期: No.41「原稿料の受領について」 各所属でのコミュニケーションを円滑に図ることも踏まえミーティング方式で実施していたが、コロナ感染防止対策により職員の多くが在宅勤務を実施しており、在宅勤務中の職員はWeb会議等を利用するなど、各所属において工夫して実施した。	・計画どおり実施することができた。 ・実施状況について2月の幹部会議で報告した。 ・身近なテーマでミーティングを実施し解説(説明)を行うことで、コンプライアンスに対する意識を強め、認識を深めるよう努めた。
【担当:総務課・管理課】 (2) 発注者綱紀保持の意識向上に向けた取組 ① 発注者綱紀保持に関する講習会の実施 職員等を対象に、発注者綱紀保持(発注者綱紀保持規程の趣旨や事業者等との対応ルール等)について、発注者綱紀保持事務担当者(総務課長、管理課長)を講師とし、コンプライアンス講習会を実施する。 (第3四半期までに実施) ② 発注者綱紀保持の理解度向上に向けた取組 発注者綱紀保持に関するe-ラーニングを実施し、正解率の低い設問については、講習会等で解説する等のフォローを行う。 (第3四半期までに実施) ③ 不適切な行為に関する相談窓口の周知 事業者等から不当な働きかけに該当すると思料される行為を受けた場合、或いは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合の報告について周知するとともに、コンプライアンスに関する外部相談窓口を講習会等(所内広報紙等)により周知徹底する。 また、e-ラーニングを通じて窓口の認知について把握する。	・発注者綱紀保持事務担当者を講師とし、発注者綱紀保持規程、他機関の不祥事案件を通して事業者等との対応ルールの解説や発注者綱紀保持セルフチェックの実施結果で正解率の低かった課題の解説などについて、2月21日にコンプライアンス講習会を実施した。 (つくば40名、横須賀34名) ・全職員を対象に11月にe-ラーニングを実施した。(回答率85.7%) ・実施したe-ラーニングで正解率の低かった設問について、2月21日の講習会で解説する等のフォローを実施した。 ・4月の令和4年度新規採用者及び交流研究員、転入者ガイダンスにおいて周知した。 ・2月に行ったコンプライアンス講習会において、不当な働きかけや疑義があった場合に相談できる内部窓口及び外部窓口について周知した。また、受講できなかった者に対しては、講習会資料をイントラに掲載し、周知した。	・講習会資料の準備等により当初予定の時期を変更し、2月21日に実施した。 ・発注者綱紀保持規程の趣旨、特に事業者等との対応方法について、認識を深めるよう努めた。 ・e-ラーニングについては計画どおり実施することができた。 ・e-ラーニングの正解率は平均で75%以上であった。 ・傾向としては、事業者との対応に関する理解が低い傾向が見られた。 ・正解率の低かった設問については、講習会で詳細な解説を行うことにより、発注者綱紀保持に関する理解が深まるよう努めた。 ・計画どおり実施することができた。 ・不当な働きかけ等の報告方法や外部窓口について周知し、不正行為の防止が図られるよう努めた。

令和4年度 国土技術政策総合研究所コンプライアンス推進計画 実施状況(最終報告)

令和4年度コンプライアンス推進計画	取組状況(最終報告)	取組状況の評価・効果
【担当：人事厚生課・管理課】 (3) 国家公務員倫理の意識向上に向けた取組 ① 国家公務員倫理法及び倫理規程の周知徹底 国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員倫理法や倫理規定の遵守については、国家公務員倫理月間の機会を通じて職員へ周知徹底する。 (国家公務員倫理月間中に実施) ② 国家公務員倫理月間における取組 ポスター掲示、倫理月間の取組をイントラに掲載、職員へ周知メール送付、業者向けカードの配布、階層別(幹部、課長補佐級、一般)に新たにその階層になった職員を対象とした「自習研修」の実施等を行う。	国家公務員倫理月間(12月)において、以下の取組を実施した。 ・倫理月間の取り組みを全職員へメール周知、所内広報誌及びイントラに掲載した。 ・ポスター掲示及び事業者向けパンフレットの配布した。 ・毎週月曜日、パソコン画面上に自動ポップアップ表示にて、倫理月間中である旨のお知らせをした。 ・階層別自習研修をeラーニングで実施した。 全職員について、幹部、課長補佐級及び一般職員の階層に分けて自習研修を実施した。 (つくば 幹部14名／14名、課長補佐級150名／150名、一般職員195名／195名) (横須賀 幹部6名／6名、課長補佐級36名／36名、一般職員53名／53名) ・倫理月間及びハラスメント週間の実施にあたり、所長から職員あてメッセージを発信した。当該メッセージは事務次官メッセージと併せてイントラにも掲載した。 ・倫理に関する意見交換の実施 第4四半期のコンプライアンスミーティングの議題を倫理に関する議題とし、所属毎に意見交換を実施した。 ・新たに課長補佐級の役職となった職員及び中堅職員に対しての所内研修において、倫理に関する講義を実施した。 ・新たに非常勤として採用した職員に対しての講習会において、倫理に関する講習を実施した。	・計画どおり実施することができた。 ・適切な倫理意識の向上を図るため、自習研修については、新たにその階層となった職員のみならず、全職員を対象に実施し、全員の受講を確認した。
③ 服務・倫理に関する意識向上に向けた取組 全職員を対象に服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを実施する。	全職員を対象に服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを国家公務員倫理月間中の12月に実施した。 (12月 つくば344名／359名)(12月 横須賀95名／95名) 実施者に回答・解説資料を配布して自己点検するよう指導した。 また、本省指示は「できるだけ回答するように促す」というものであったが、未回答者(つくば15名)には実施を繰り返し促すとともに、イントラに国家公務員倫理審査会へのHPのリンクを貼り、セルフチェックをいつでも自己点検できる環境を整えた。	・計画どおり実施することができた。 ・未回答者に対して個別に複数回リマインドメールを送付することにより、実施率は約96%と昨年度(約95%)よりも増加し、国家公務員倫理の周知徹底を進めることができた。設問の正解率は約90%と高く、普段から職員が服務・倫理に関する高い理解を持って仕事に臨んでいることが確認できた。
【担当：企画課・企画調整課】 (4) 研究倫理に関する意識向上に向けた取組 職員等を対象に、外部専門家等による研究倫理等に関する講習会又はeラーニング等を実施する。 また、講習会を実施した場合は、説明資料等をイントラに掲載し、未受講者が自習出来る環境を整える。 (第3四半期までに実施)	・つくば、横須賀ともに全研究者に対し、eラーニング((独)日本学術振興会提供)、又は研究倫理を専門とする外部講師(筑波大学講師)による研究倫理に関する講演会動画の視聴の少なくとも一つを受講させた。なお、研究者のうち、R4新規転入者については、eラーニングを必ず受講させることとした。 ・(履修状況 つくば243名／246名、横須賀39名／39名) ・研究倫理に関する啓発活動の一環として、10月を強化月間と設定しポスターを掲示した。なお、ポスターはイントラに掲載し、常時閲覧可能な状態にした。	・計画どおり実施することができた。 ・所属する研究者全員に1度は研究倫理eラーニングを実施させることにより研究倫理に関する知識等を網羅的に学習させた。その上で、毎年度、事例等を交えた講演会を受講する等により研究倫理意識の向上・継続が図られるように努めた。
【担当：総務課・管理課】 (5) 文書管理に関する意識向上に向けた取組 ① 適正文書管理手続きの周知徹底 全職員に対し、毎月23日を「フミの日」とし、文書管理に関する注意事項をメールにて配信し適正文書管理方法を周知徹底する。 また、11月の文書整理月間において、適正文書整理に向けた取組を職員へメール送付するとともに、チェックシートを活用するよう周知徹底する。	・毎月、『フミの日通信』として、全職員あてメールにて周知した。 行政文書の作成・整理・保存・移管、廃棄のそれぞれのポイントを解説した資料の周知徹底に努めた。同時に『行政文書管理自己点検シート』を配付し点検を促している。 ・文書整理月間では、行政文書の作成から保存について、具体的な実施事項を周知、徹底するとともに、各所属の文書管理担当者は、チェックシートにより各所属の状況を把握し報告するとともに、月間の最終日に主任文書管理者(総務部長)が実施状況の現場巡視を行った。	・計画どおり実施することができた。 ・11月の文書整理月間後に行ったアンケート結果において、フミの日通信やチェックシートの実施により、適正な整理に向け改善傾向が見られている。 ・今後もフミの日通信などを活用し、公文書管理の自覚と、適切な管理の意識向上が図られるよう努めている。
② 適正文書管理手続きに関する研修の実施 新規採用者、新任の文書管理者・文書管理担当者を対象に、公文書管理の自覚を促し適正な管理を行わせることを目的に研修を実施する。 (本省での研修実施後速やかに実施)	・研修については、新規採用者は新採研修(4月8日、4月13日)で受講済み。 ・文書整理月間の11月に全職員を対象にeラーニングを実施した(全職員実施済み)。 ・新任の文書管理者・文書管理担当者向け研修を実施した。 (つくば2月13日及び3月13日17／17、横須賀2月14日11／11)	・計画どおり実施することができた。 ・文書管理について、適正な整理に向けて改善傾向が見られた。

令和4年度 国土技術政策総合研究所コンプライアンス推進計画 実施状況(最終報告)

令和4年度コンプライアンス推進計画	取組状況(最終報告)	取組状況の評価・効果
【担当：人事厚生課・管理課】 (6) ハラスメント防止に関する意識向上に向けた取組 ① ハラスメント防止対策の周知徹底 ハラスメント防止について、国家公務員ハラスメント防止週間の機会を通じて、ポスター掲示、メールにより職員へ周知を図る。	国家公務員ハラスメント防止週間(12.4～10)において、以下の取組を実施した。 ・ハラスメント防止の取り組みを全職員へメール周知、所内広報誌及びイントラに掲載した。 ・倫理月間及びハラスメント週間の実施にあたり、所長から職員あてメッセージを発信。当該メッセージは事務次官メッセージと併せてイントラにも掲載した。 ・ポスター掲示した。	・計画どおり実施することができた。 ・ハラスメント防止に向け、職員の意識、理解を深められるよう努めた。
② ハラスメント防止対策に関する研修の実施 課室長以上の監督者に対し、ハラスメントの防止に関し、その求められる役割及び技能を理解させるため、研修を実施するとともに、監督者以外の職員については、ハラスメントの防止に関する自習研修を実施する。	・全職員を対象にハラスメント防止に関する自習研修をeラーニングで実施した。(つくば359名／359名)(横須賀 95名／95名) ・新たに課長補佐級の役職となった職員及び中堅職員に対しての所内研修において、ハラスメントに関する講義を実施した。 ・新たに採用した非常勤職員に対しての講習会において、ハラスメントに関する講習を実施した。	・計画どおり実施することができた。 ・適切なハラスメント防止意識の向上を図るため、自習研修未実施者に対して、複数回リマインドメールを送付し、全職員の受講を確認した。
③ ハラスメント相談窓口の周知徹底 職員及び職員が事業者に対して行ったハラスメントに関する相談窓口を周知徹底し、相談しやすい体制の整備に努める。 (第3四半期までに実施)	・苦情相談員の窓口について、所内広報誌及びイントラ掲載で周知徹底を図った。 ・事業者に対して、職務上職員が行った行為でコンプライアンス(ハラスメントを含む。)に疑義が生じた場合の相談窓口をHPに掲載した。	・計画どおり実施することができた。 ・ハラスメントに関する相談窓口について、職員及び事業者に周知した。
【担当：企画課・企画調整課】 2. 交流研究員へのコンプライアンス意識の向上のための取組 交流研究員へのコンプライアンス意識向上の取組については、従来から受入れ条件として、任期中に知り得た情報漏えいの禁止を徹底しているが、更なる意識向上を図るため、下記の取組を実施する。 (1) ガイドンスの実施【受け入れ時】 新規受入れ者を対象とした交流研究員ガイドンスを実施し、国総研のコンプライアンスに関する取組を説明する。 (4月中に実施)	・交流研究員ガイドンスについて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、会場出席者を新規に受入れる者に絞って開催し情報漏洩の禁止を徹底した。また、継続者についても、ガイドンス資料を配付し、周知した。 (4月1日つくば新規19／19名 継続21／21名 横須賀継続3／3名) (つくば) ・令和4年度新規採用者及び交流研究員、転入者ガイドンスを実施した。 (4月20日つくば14／19名) - 開催日に出席できない者には、各講義の要点や担当者をまとめた資料を配付し、周知した。	・計画どおり実施することができた。 ・新規に受入れる交流研究員を対象にガイドンスを行い、資料を配付、説明するとともに、昨年度より受入れている交流研究員には、メールにて資料を配付、周知することで、情報漏洩の禁止を主としたコンプライアンス意識の向上を図った。 ・転入者ガイドンスについては、資料をイントラへ掲載し、自習出来る環境を整え、未受講者を含め受講対象者全員へ周知することで、コンプライアンス全般についての認識を向上させるよう努めている。
(2) コンプライアンス意識の向上の実施【年度途中】 各課・室が行う四半期に1回のコンプライアンスミーティングに原則参加させる。	各所属単位で実施しているコンプライアンス・ミーティングに、交流研究員も原則参加させており、コンプライアンス意識の向上を図っている。 コロナ感染防止対策の在宅勤務が行われ、ミーティングスタイルで行えない場合は、メールでのやりとりなど各所属において工夫して実施した。	・計画どおり実施することができた。 ・ミーティング参加によりコンプライアンス意識の向上が図られるよう努めた。
(3) 情報に関する注意喚起【修了時】 交流研究員修了式において、任期中に知り得た情報漏えいの禁止等について再徹底を図る。 (3月下旬に実施)	3月末に実施した令和4年度交流研究員修了式において、情報漏洩禁止に関する注意・意識の徹底を図った。	・修了式において情報漏洩禁止を再度徹底したことを確認した。

令和4年度 国土技術政策総合研究所コンプライアンス推進計画 実施状況(最終報告)

令和4年度コンプライアンス推進計画	取組状況(最終報告)	取組状況の評価・効果
【担当:会計課・施設課・管理課】 3. 入札・契約手続きの見直しと情報管理の徹底 (1) 入札・契約手続きの見直し コンサルタント業務等の入札・契約手続きについては、地方整備局の動向を踏まえつつ、不正が発生しにくい手続きとして導入した、参加表明書と技術提案書を同時提出させる手続きの試行を引き続き実施する。	・参加表明書と技術提案書を同時提出させる簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)の試行については、4月～3月に契約したプロポーザル案件(198件)の全件に適用した。(つくば172件、横須賀26件) ・併せて、設計・積算担当者と業者とが直接接する機会を減らすため、競争参加希望者に対する説明書の交付や参加表明書・技術提案書の提出等の手続きをWeb上で行える電子入札システム等により行うこととするについては、4月～3月に契約した全てのプロポーザル案件(198件)に適用した。	・計画どおり実施することができた。 ・簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)の採用を基本としており、説明書交付など設計・積算担当者が業者に直接行っていた手続きは、電子入札システム等Web上での作業となり担当者を介さずに行うこととなり、業者との接触機会が大幅に減少した。
(2) 入札契約に関する情報管理の徹底 技術提案書等における業者名のマスキングを実施し、入札参加業者名を知る者の数を限定することで、情報漏えいの防止及び特定の業者に対する不公正な評価の防止の徹底を図る。 また、入札・契約手続運営委員会等で使用した資料は、会議後回収することで情報の管理を徹底する。	・情報漏洩の防止や不公平な評価の防止のため、技術提案書などの契約手続きに係る審査資料について、入札参加の業者名等のマスキング及び会議後の資料回収を徹底するとともに、資料のペーパーレス化を進めた。	・計画どおり実施することができた。 ・技術資料等の業者名のマスキングと入契資料の回収の徹底及びペーパーレス化の実施により、情報漏洩防止や不公平な評価の防止対策が堅持された。
【担当:会計課・企画課・企画調整課】 4. 公的研究費等の適正な執行に向けた取組 (1) 公的研究費を受けた研究員に対するコンプライアンス意識向上の取組 ① 公的研究費を受けた研究員の倫理意識の徹底 国等が補助金等として支出している公的研究費について、交付を受けた研究者に対し、所内説明会への出席を必須とし、補助条件・研究者倫理の遵守を徹底する。(第2四半期に実施) ② 適正な執行に向けた取組 適正な執行(支出)を図るため、内部監査(年1回)を実施する。(第2四半期に実施)	・今年度公的研究費の採択・交付を受けた研究者及び事務手続き担当者に対し、8月4日に所内説明会を実施し、研究倫理の遵守及び適正な執行について周知徹底を図った。(つくば24名、横須賀3名) ・今年度の内部監査は9月14日、16日に実施し、適正な管理が行われていることを確認した。	・計画どおり実施することができた。 ・所内説明会を実施し公的研究費の適正な執行に係る意識の向上に努めた。 ・令和4年4月に「国土技術政策総合研究所における科学研究費助成事業に関する取扱規程」を策定し、この規程で定めている内部監査を実施するため、令和4年7月に「内部監査マニュアル」を策定した。今回策定した規程・マニュアルに則って、公的研究費を適切に執行し、また、内部監査を適切に実施した。
(2) 委託研究費の適正な執行に向けた取組 委託研究費について、不正防止、適正な執行(支出)を図るため、研究不正の防止、適正な執行に関して公募資料に記載し、研究代表者に対して研究不正の防止、適正な執行について周知徹底する。	・審議会型委託研究においては、公募資料(募集要領等)に研究不正の防止、適正な委託研究費の執行に関して明記している他、国土交通省HPIにて対応指針等を掲載している。 ・研究所公募型委託研究及び確認公募型委託研究においては、説明書に研究不正の防止、適正な委託研究費の執行に関して記載する他、国総研HPIにて規程を掲載し公表している。 ・さらに委託研究の仕様書にも、研究不正の防止について定めている。これらにより、研究代表者に対して研究不正の防止、適正な執行について周知徹底を図った。	・計画どおり実施することができた。 ・委託研究の仕様書に記載し契約上のルールとすることで、研究者だけではなく受託者側全体で研究不正の防止等に努めた。

令和4年度 国土技術政策総合研究所コンプライアンス推進計画 実施状況(最終報告)

令和4年度コンプライアンス推進計画	取組状況(最終報告)	取組状況の評価・効果
【担当:サイバー官・技術情報課】 5. 情報システム管理の徹底 情報管理の徹底や不審メール等によるウイルス感染・不正アクセスの防止等、情報セキュリティ対策を確実に実施するため下記の取組を行う。 (1) 情報セキュリティ講習会の実施 ① 新規採用者、転入者へのガイダンスの実施 (4月中旬実施)	①新規採用者、転入者へのガイダンスの実施 (つくば) 令和4年度新規採用職員及び交流研究員、異動職員ガイダンスにおいて「情報セキュリティ対策について」を周知した。(4月20日 48/58名) 開催日に出席できない者には、各講義の要点や担当者をまとめた資料を配付し、周知した。 (横須賀) ・令和4年度転入職員ガイダンスにおいて「情報セキュリティについて」を周知した。(4月19日 16/19名) 説明資料をイントラに掲載し、自習できる環境を整えとともに、メールにて全職員に説明資料を送付し、周知した。	・計画どおり実施することができた。 ・イントラや所内掲示板に掲載することで職員の情報セキュリティに関する意識向上と当事者意識の醸成に努めている。
② 所内職員に向けた講習会の実施 (第1四半期に実施)	②全職員を対象に講習会の実施 令和4年度情報セキュリティ講習会を、オンライン学習形式で実施した。 (つくばと横須賀の連携実施 10月13日～11月18日 受講率: つくば 100.0% 横須賀 100.0%)	・計画どおり実施することができた。 ・講習会資料はIPAの情報セキュリティ10大脅威2022を踏まえた身近な内容とすることで情報セキュリティ対策への関心と意識向上を図ることに努めている。
(2) 標的型メール攻撃に対する訓練の実施 (第3四半期に実施)	令和4年度は全職員を対象に標的型攻撃メール訓練を実施することとし、3回に分けて計画的に実施した。 第1回: 令和4年10月24日 第2回: 令和4年11月29日 第3回: 令和5年2月21日	・計画どおり実施することができた。 ・訓練実施により、標準型メールの危険性の自覚を促し対応方法の習得を図った。
(3) 情報セキュリティの自己点検の実施 (第3四半期に実施)	総合政策局からの指示により例年実施している自己点検について、全職員を対象に次の期間で実施した。 (つくば12月2日～12月23日 横須賀 11月29日～12月19日 実施率: つくば 100.0% 横須賀 100.0%)	・計画どおり実施することができた。
【担当:総務課・管理課】 6. 推進計画の取組に対するフォローアップ (1) 講習会等の実施状況の把握 各職員等のコンプライアンス等への意識・取組状況を把握するため、推進計画に定めた講習会等の参加状況を記録・保存する。	当該講習会等の参加状況の記録・保存を行った。	・計画どおり実施することができた。
(2) 講習会等の検証 推進計画に明記した講習会等の未受講者に対し、自習済みの報告を求める。 また、理解度を高めることに重点を置く等、講習会内容を検証し、フォローアップを行う。	・講習会等の未受講者に対し、講習会資料をイントラにアップし、自習できる環境を整え、メールにおいて再周知を行っている。また、e-ラーニングで設問形式のものは、正解率が低い項目について、講習会で解説するとともに、その解説を全職員にメールにて周知した。 ・講習内容を検証し、フォローアップを行った。	・計画どおり実施することができた。 ・本省通知等で全職員が受講等するものについては報告を求めることにより、未受講者が自習済みである確認ができている。
(3) 更なるコンプライアンス意識向上に向けた取組内容の検討 推進本部は、当該年度の推進計画に定めた項目について、実施状況をとりまとめ、その評価・検証を行うことにより、次年度以降に継続の可否を含めた実施内容等について検討を行う。	令和5年3月までの実施状況についてとりまとめ、実施内容について効果等の検証を行い、次年度の実施について検討した。	・推進計画の項目について評価・効果を元に継続の可否について検討を行った。また、コンプライアンスに関する情勢を把握し、新たな取り組み等検討した。
【担当:総務課・管理課】 7. 推進計画の取組実施状況の公表 推進本部は、推進計画の実施状況を委員会の了承を得て公表するものとする。公表の方法は、国総研HPに掲載して行うものとする。	令和4年度推進計画実施状況を年度末までに取りまとめた。	・委員会の了承を得て、適切に公表を行う。